



家畜人工授精関係の法令遵守を徹底しましょう！

令和2年10月に改正された法令遵守の徹底を図るため、国が主体となり全ての家畜人工授精所に対する立入検査を実施しています。

この立入検査において、以下の項目で不遵守事例が散見されたためご確認ください。

不遵守事例がみられた項目

①精液等と精液証明書等の一体的な取り扱い

- ・対応するストローとラベルがどちらか一方しかないものは使用禁止
- ・ラベルの裏書についても譲受等を記載

②授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付

- ・人工授精や受精卵移植を行った際には必要事項を記載
- ・**使用した精液のラベル番号も記載が必要**

③授精証明書の適切な交付に係る対応

- ・**交付した授精証明書等は写しを5年間保管**

④容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存

- ・精液・受精卵を生産した際は、ストローへ必要事項を表示
- ・精液・受精卵を譲渡・譲受した際は、必要事項を譲渡等記録簿へ記載
- ・**自らの精液等を他人の牛へ人工授精や受精卵移植した場合も記載**

⑤運営状況の報告に係る対応

- ・年一回、県へ精液等の保存・利用数量等を報告

⑥使用者の範囲や目的の制限の明示

- ・精液等生産者は知的財産保護のため契約等により使用の範囲を明示

今後立入検査の連絡があった際にはご協力よろしく申し上げます。